

## 保証制度の創設について

静岡県信用保証協会

「地域再生法の一部を改正する法律」、「生産性向上特別措置法」および「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」等が施行されたことに伴い、以下のとおり保証制度を創設しました。

### 1 商店街活性化促進事業関連保証制度

商店街活性化促進事業計画に記載された事業を行うために必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、または行おうとする者として認定市町の長の認定を受けた中小企業者
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	商店街活性化促進事業計画に従って行われる適合事業に必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年0.68%

### 2 新技術等実証関連保証制度

新技術等の実用化の可能性について行う実証に必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	主務大臣の認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	主務大臣の認定を受けた新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証に必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年0.68%

### 3 革新的データ産業活用関連保証制度

革新的な技術又は手法を用いたデータの収集・活用に必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	主務大臣の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	主務大臣の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って行われる革新的データ産業活用に必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年0.68%

#### 4 先端設備等導入関連保証制度

先端設備等導入計画を策定した中小企業者を対象として、先端設備等導入に必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	特定市町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年0.68%

#### 5 情報処理支援関連保証制度

中小企業者の生産性向上に資するITツールを提供するITベンダーである一般社団法人、一般財団法人を対象として、その業務に必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	認定情報処理支援機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人または一般財団法人
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	情報処理支援業務の実施に必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年1.15%

#### 6 経営承継準備関連保証制度

会社または個人事業主を対象として、他の中小企業者の経営の承継を行うために必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	事業承継を行うため、県知事の認定を受けた中小企業者(会社または個人)
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産(事業用資産または株式など)を取得するために必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年0.45%~1.90%

#### 7 特定経営承継準備関連保証制度

事業を営んでいない個人を対象として、他の中小企業者の経営の承継を行うために必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	他の中小企業者の事業承継が困難であり事業活動に支障が生じている場合、その事業の承継について県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産(事業用資産または株式など)を取得するために必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年1.15%

#### 8 技術等情報漏えい防止措置関連保証制度

中小企業者が行う技術等の管理が国の基準に即しているかどうかの認証業務を行う、認定を受けた一般社団法人、一般財団法人を対象として、その業務に必要な資金を保証する制度です。

ご利用できる方	主務大臣より技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けた一般社団法人または一般財団法人
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年1.15%